

学校において予防すべき感染症（第2種及び第3種）の出校停止の期間。

第2種：空気感染または飛沫感染する感染症。生徒の罹患が多く学校において流行を広げる可能性の高いもの

- ・インフルエンザ

発症後、発熱の翌日を1日目として、5日間（解熱後2日）を経過するまで

- ・百日咳

特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで

- ・麻しん（はしか）

解熱後3日を経過するまで

- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

耳下腺、頸下腺または舌下腺がはれてから5日経過し、かつ、全身状態が良好になるまで

- ・風しん（三日はしか）

発しんが消失するまで

- ・水痘（みずぼうそう）

すべての発しんが、かさぶたになるまで

- ・咽頭結膜熱（昔は、プール熱と言っていましたが、プール以外でも感染するので、今は言いません。）

主な症状が消失した後、2日を経過するまで

- ・新型コロナウイルス感染症

発症後、発熱の翌日を1日目として、5日間経過し、かつ、症状が軽快した後、1日経過するまで

- ・結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

症状により、学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで

第3種：学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの

- ・コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎（はやり目）・急性出血性結膜炎（アポロ病）

症状により、学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで

その他の感染症・・・条件によっては、出席停止の措置が考えられるもの

- ・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎など

学校で、通常見られないような重大な流行が起こった場合に、感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、学校医の判断を聞き、学校長が第3種の感染症として措置をとることができる。

☆生徒及び保護者の皆様へ

登校前に発熱があり、体調が悪くて感染症などが疑われるときは、

登校する前に、担任の先生に連絡をして、病院を受診して下さい。

登校して、体調が悪いときは、早めに保健室に来てくださいね。

